

アンチ・ドーピングとデータの取扱い

弁護士 板倉 陽一郎^{*}



要 約

我が国におけるアンチ・ドーピングを巡る法規範は、私法的な規範の一部をなす WADA 規定及び JADA 規定を中心としつつも、ドーピングの防止に関する国際規約、スポーツ基本法及びドーピング防止活動推進法との関係で公法的な位置付けが与えられる。近年は、ドーピング違反への国家的な関与等を背景に、競技者への検体検査を行う伝統的なアンチ・ドーピングの調査では足りず、サポートスタッフ（アントラージュ）をも対象とするドーピング違反行為への対応のため、アンチ・ドーピングと個人情報保護制度の交錯も問題となる。本稿では、アンチ・ドーピングとデータの取扱いに関連する現行法の規定、WADA 規定及び JADA 規定をみた上で、アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いの具体例を概観する。

目次

1. はじめに～アンチ・ドーピングを巡る法規範の私法性・公法性
2. 現行法の規定
 - (1) ドーピングの防止に関する国際規約
 - (2) スポーツ基本法
 - (3) ドーピング防止活動推進法
3. WADA 規定及び JADA 規定
 - (1) WADA 規定
 - (2) JADA 規定
4. アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いの具体例
 - (1) アンチ・ドーピングに関する契約条項
 - (2) ドーピング違反認定のための情報収集
5. 結語

1. はじめに～アンチ・ドーピングを巡る法規範の私法性・公法性

アンチ・ドーピングを巡る法規範は、極めて独特である。アンチ・ドーピングに関して最も参照される規定は World Anti-Doping Code (2018 年 4 月 1 日付 2015 年版, 以下, 「WADA 規定」という。) であるが、これはあくまで私法人 (スイス民法に基づいて設立された法人) である世界アンチ・ドーピング機構 (World Anti-Doping Agency, 以下, 「WADA」という。) が定め、公表しているものに過ぎない。WADA は「世界各国におけるドーピングの根絶と公正なドーピング防止活動の促進を目的として、国際的なドーピング検

査基準の統一やドーピング違反に対する制裁手続の統一等を行うための国際的な機関」であり⁽¹⁾、各国は、実際に国内でアンチ・ドーピング活動を行う中心的な機関として国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization, 以下, 「NADO」という。) を設置している。日本における NADO は日本アンチ・ドーピング機構 (Japan Anti-Doping Agency, 以下, 「JADA」という。) である。NADO は WADA 規定に従った国内アンチ・ドーピング規定を制定するのが通常であり (その法的根拠は後述する), JADA も日本アンチ・ドーピング規定 (2018 年 4 月 1 日付 ver4.0, 以下, 「JADA 規定」という。) を制定している。そして, JADA 規定も WADA 規定と同じく一公益財団法人が定め、公表しているものに過ぎない。それでは, WADA 規定や JADA 規定はどのように遵守されることになるのか。JADA 規定は「本規定」の項目において「本規程は、日本におけるすべてのスポーツ団体の準拠文書である。本規程は、スポーツの参加条件として、スポーツに参加する人々のためのスポーツの規則を設けている。アンチ・ドーピング規則は、競技規則と同様、スポーツを行う上での条件を規定するスポーツの規則である。競技者及びその他の人

^{*} ひかり総合法律事務所
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

は、これらの規則を、スポーツに参加する条件として受諾する。競技者及びその他の人は、これらの規則を実施し、必要なプログラムの実行を確保するすべてのスポーツ団体及び関係者ととも、これらの規則に拘束されることに同意する。」と定める。しかし、「競技者及びその他の人」は、JADA 規定の署名者ではないから、あくまで、「同意」は、「スポーツ団体」に所属する際に、あるいは「スポーツ団体」のスポーツ競技への参加の際に、当該スポーツ団体との契約の条件として提示されるものに過ぎない。議論を先んじれば、定型約款（民法 548 条の 2）の規律を受ける、純粋に私法的な規範の一部であるといえる⁽²⁾。そして、アンチ・ドーピングの調査が伝統的な検体検査にとどまる限りは、私法的な規律で足り、それを疑問に思う機会もあまりなかった。他方で、ドーピング違反そのものを違法であるとする立法の動き、ドーピング違反の NADO の調査が行政調査や刑事捜査と交錯する最近のドーピング違反事案の傾向に鑑みれば、公法的な側面がクローズアップされる。本稿の主題である「ドーピングとデータの取扱い」では、特に後者、アンチ・ドーピングを巡る法規範の公法的側面が中心的な論点となる。直近の立法である、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号、以下、「ドーピング防止活動推進法」という。）には、これに対応した条項があるほか、第 201 回国会（常会）で成立した個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「個人情報保護法改正法」という。）も影響し得る。以下、アンチ・ドーピングとデータの取扱いに関連する現行法の規定、WADA 規定及び JADA 規定をみた上で、アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いの具体例を概観する⁽³⁾。

2. 現行法の規定

(1) ドーピングの防止に関する国際規約

「ドーピングの防止に関する国際規約」は 2005 年 10 月に、第 33 回ユネスコ総会で採択されたドーピング防止に関する初めての世界的な規約である。我が国は 2006 年 12 月に締結し、2007 年 2 月に国内発効した。同国際規約は、締約国が、国内的及び国際的に WADA 規定の原則に適合する適切な措置をとること、競技者保護及びスポーツにおける倫理の保持並びに研究成果の共有を目的とするあらゆる形態の国際協

力を奨励すること、スポーツにおけるドーピングの防止に取り組んでいる主要な機関、特に WADA と締約国との間における国際協力を促進することを求めること等を規定する⁽⁴⁾。前述のとおり、WADA 規定自体はスイスの私法人である WADA が定め、公表しているだけのものであるから、各国の政府がこれを直接的に採択することは困難であったが、アンチ・ドーピングについては政府の関与がより一層求められるという認識のもと定められたのが同国際規約である。もっとも、同国際規約 3 条は、「この規約の目的を達成するため、締約国は、次のことを行う。」として、「(a) 国内的及び国際的な規模において規範の原則に適合する適切な措置をとること。(b) 競技者の保護及びスポーツにおける倫理の保持並びに研究成果の共有を目的とするあらゆる形態の国際協力を奨励すること。(c) スポーツにおけるドーピングの防止に取り組んでいる主要な機関、特に世界ドーピング防止機構と締約国との間における国際協力を促進すること。」を挙げており、WADA 規定の実施は「規範の原則に適合する適切な措置をとる」とされているに過ぎない。そして、我が国は、当初、規範面での政府の関与としては、文部科学省が法規範性のない「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」（平成 19 年 5 月 9 日文部科学省スポーツ・青少年局長通知）を制定するにとどまったのである。かくして、WADA 規定及びこれを受けた JADA 規定は国際法上の根拠を有しつつも、我が国においては私法的な規範に留まるという奇妙な地位に置かれたのである。

(2) スポーツ基本法

その後、「2007 年（平 19 年）9 月に東京都が正式に 2016 年（平 28 年）オリンピック招致に立候補した」ことに合わせて、「1964 年開催の東京オリンピックを控えて 1961 年（昭 36 年）に制定され、約 50 年間大幅な改正が行われることがなかったスポーツ振興法（振興法）の見直しが検討されることになった」⁽⁵⁾。こうして、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）⁽⁶⁾を全部改正して成立したのがスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）である。スポーツ基本法 29 条は、「国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成 13 年 9 月 16 日に財団法人日本アンチ・ドーピング機

構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」として、アンチ・ドーピング活動に法律上の直接の根拠を与え、JADAを国の連携対象として位置付けるに至った。

(3) ドーピング防止活動推進法

2016年にはロシア政府のドーピング違反行為への関与がスポーツ界を揺るがす事態となり⁽⁷⁾、2019年のラグビーワールドカップ2019日本大会や、2020年に予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会⁽⁸⁾を見据えた体制整備の中で、我が国は一層のアンチ・ドーピング活動の充実が必要となり、IOC(国際オリンピック委員会)、IPC(国際パラリンピック委員会)、WADAから、アンチ・ドーピングについての法整備も求められた。そこで制定されたのが、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成30年法律第58号、以下、「ドーピング防止活動推進法」という。)である⁽⁹⁾。なお、同法は2016年11月に超党派のスポーツ議員連盟に設置されたアンチ・ドーピング・ワーキンググループにおける法制化の検討を経ているが、アンチ・ドーピングにおけるデータの取扱いに関する議論としては、2014年10月以降独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」という。)に設置された「アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」⁽¹⁰⁾及び、2016年1月以降文部科学副大臣の下に設置された「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」⁽¹¹⁾での検討が踏まえられている。

同法は、「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約(以下「国際規約」という。)の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的」としており(1条)、「国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもつ

て、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。」(4条1項)、「国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。」(4条2項)として、「国際競技大会等出場スポーツ選手」及びその監督、コーチ、スタッフ等(アントラージュと呼ばれる)におけるドーピング行為は、違法行為であるとされた。ただし、刑事罰等を伴うものではなく、「国際競技大会等出場スポーツ選手」においては違法となるために「不正の目的」が必要とされる。この点はWADA規定やJADA規定において「うっかりドーピング」もドーピング行為の内容からは除外されていないこととは異なる。このように、対象の限定、主観面の限定があり、具体的なサンクションは伴わないものの、ドーピング行為は法令上違法とされるに至った。

さらに、同法はアンチ・ドーピングに関する情報の共有について、「国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター(筆者注:独立行政法人日本スポーツ振興センター)、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。」(15条1項)、「文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。」(15条2項)という具体的な条項を備えるに至った。ここでの「国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関」は、WADA、JOC、JPCが想定されているとされる⁽¹²⁾。

本条項については、「ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(11条1項、最新版は平成31年3月文部科学大臣決定)がさらに詳細な運用を定めており、その内容は以下のとおりである。

第2. ドーピング防止活動の推進に関する基本的事項

4 スポーツにおけるドーピングに関する情報等

ドーピング防止活動推進法第2条第3項のスポーツにおけるドーピングに該当する行為には、ドーピングの検査だけでは捕捉できない行為が含まれ、このような行為の防止を図る上では国内外の関係機関間の情報の共有が重要となる。2015年（平成27年）1月に世界アンチ・ドーピング規程が改定され、各国政府はドーピング防止機関との協力及び情報の共有並びにドーピング防止機関間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を定めることが規定されている。

(1) 関係機関間における情報の共有を図るための施策

国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、ドーピング防止活動に関連する情報を扱う国の行政機関、センター（筆者注：独立行政法人日本スポーツ振興センター）、JADA及びWADA等が情報を共有できる仕組みを構築することが必要である。

ただし、情報の共有を行う際には、本人の同意がある場合を除き要配慮個人情報を含まないものとする。

(2) 関係行政機関の長に対する情報の照会等

文部科学大臣は、ドーピング防止活動推進法の目的を達成するために必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力（以下「情報の照会等」という。）を求めることができる。ドーピング防止活動推進法第15条第2項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものである。

文部科学大臣は、情報の照会等に先立って、関係行政機関の長と、利用目的、利用する業務の範囲等について書面を取り交わすものとする。ただし、情報の照会等を行う際には、本人の同意がある場合を除き要配慮個人情報を含まないものとする。

具体的なあてはめはさらに「4. アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いの具体例」において詳述するが、ここでは、二つの点が重要である。まず、15条1項については、「ドーピング防止活動に関連する情報を扱う国の行政機関、センター（筆者注：独立行

政法人日本スポーツ振興センター）、JADA及びWADA等が情報を共有できる仕組みを構築することが必要」とするが、それ自体が情報の共有の根拠条文になるわけではないということである。個人情報保護関係法制との関係では、それぞれ適用される個人情報保護法制における取扱い条項に従わなければ、スポーツ競技会運営団体、文部科学省（スポーツ庁）、JSC、JADA及びWADAの間で情報の共有はできない。ここで、「それぞれ適用される個人情報保護法制」という点については、個人情報保護法制の基本的な解説が必要であろう。我が国の個人情報保護法制は、個人情報の保有主体ごとの完全な縦割り構造になっており、スポーツ競技会運営団体、JADA及びWADA等の民間事業者（個人情報取扱事業者）には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」という。）が、文部科学省等の行政機関には行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、以下、「行政機関個人情報保護法」という。）が、JSCを含む独立行政法人等には独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号、以下、「独立行政法人等個人情報保護法」）が、地方公共団体には各地方公共団体の定めた個人情報保護条例が適用される。地方公共団体（開催地都道府県及び会場地市町村）は国民体育大会等では主催者であり個人情報の保有者になることが想定されているものと思われるが⁽¹³⁾、「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」によると、「競技会検査（ICT）実施要項及び競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。」のはJADAであるとされており、これが大会の主催者から委任を受けたものであるのか、JADA自身が保有者になるものであるのかについては、整理されているようにみられない。仮に地方公共団体の個人情報保護条例が適用されるとすれば、すべての普通地方公共団体を含む1700以上の地方公共団体は別々の個人情報保護条例が制定されており、個別の検討が必要になる⁽¹⁴⁾。「情報を共有できる仕組み」は、これらの個人情報保護法制の縦割り構造（法規範の膨大さから2000個問題といわれている）を加味した上で構築されなければならない。それも、要配慮個人情報⁽¹⁵⁾は、法令上は妨げられていないにも拘らず同意に基づいて共有されなければならないとされており、本人の同意以外に基づく共有スキームは運用レベ

ルで否定されている。この点についての法的論点は後述する。

他方、15条2項の「関係行政機関の長に対する情報の照会等」に関しては、行政機関個人情報保護法8条1項の「法令に基づく場合」に該当するとしている。これはつまり、同項に基づく文部科学大臣（実際はスポーツ庁がその事務を行うことになる）からの情報の照会等に応じて関係行政機関が情報を提供する場合には、行政機関個人情報保護法に違反しないということである⁽¹⁶⁾。この場合も、要配慮個人情報の提供であっても行政機関個人情報保護法8条1項の文言上は制約がないにも関わらず提供には同意が必要であるとされており、運用レベルで要件が加重されている。

3. WADA 規定及び JADA 規定

(1) WADA 規定

WADA 規定におけるドーピング違反行為の定義は、以下のとおりである。

- ① 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること (WADA 規定2条1項)
- ② 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること (同2項)
- ③ 検体の採取の回避、拒否又は不履行 (同3項)
- ④ 居場所情報関連義務違反 (同4項)
- ⑤ ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること (同5項)
- ⑥ 禁止物質又は禁止方法を保有すること (同6項)
- ⑦ 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること (同7項)
- ⑧ 競技会 (時) において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること (同8項)
- ⑨ 違反関与 (同9項)
- ⑩ 特定の対象者との関わり禁止 (同10項)

これらのうち、①ないし④の行為は、競技者のみが対象となっており、特に①の検体検査がドーピング違反行為の象徴的な行為と捉えられていると思われる。他方、データの取扱いとの関係では、サポートスタッフ (アントラージュ) も対象となっている⑤ないし⑩

の行為がより重要になってくる。国家による組織的関与などがある場合、禁止物質を使用した、ないしそれが疑われる競技者のみについて検体検査で違反を特定しても問題の解決には至らない。⑨及び⑩は2015年のWADA規則改訂で追加されたものであり、ドーピング関連行為の広がりに対処しようとしていることが分かる。また、サポートスタッフ (アントラージュ) の義務として、21条2項が別途定められており、2015年改訂において、「サポートスタッフが過去10年間の間に、アンチ・ドーピング規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを、その国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に開示すること。」(4号)、「アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。」(5号)、「サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し、又は、保有しないものとする。」(6号)が追加されたことも、ドーピング関連行為の広がりへの対応を示している⁽¹⁷⁾。

競技者以外も対象となるようなドーピング違反行為は、検体検査と競技者からの聞き取りだけでは、違反を確定することが難しい。他国のNADOや、国内外の税関・警察といった他の行政機関からの情報収集も重要になる。これに伴って、データの流れは複雑になり、取扱いについての問題は国際的な側面を強く有するようになるというわけである。

WADA 規定は、一般的な原則として「アンチ・ドーピング機関は、本規程及び国際基準 (特に『プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準』⁽¹⁸⁾を含む。) に従い、かつ適用されうる法を遵守して、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、競技者その他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、又は、開示することができる。」としている (14条6項)。他方、「WADA は、ドーピング・コントロールにおける検査のデータ及び結果 (特に、国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者のためのアスリート・バイオロジカル・パスポートのデータ並びに検査対象者登録リストに含まれる競技者の居場所情報を含む。) に関するクリアリングハウスの中核としての役割を果たすものとする。複数のアンチ・ドーピング機関による検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査重複を回避するために、各アンチ・ドーピング機関は、

ADAMS その他 WADA の承認するシステムを使用して、当該競技者に関する競技会（時）検査及び競技会外の検査の内容を、検査実施後、可及的速やかにクリアリングハウスたる WADA に対して報告するものとする。当該情報は、必要に応じて、該当規則に従い、競技者、国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟、並びに競技者に対して検査権限を有するその他アンチ・ドーピング機関に利用可能なものとされる。」「ドーピング・コントロールにおける検査のデータ及び結果管理の決定のクリアリングハウスとして機能することを可能にするため、WADA は、データプライバシーの原則を反映したデータベース管理ツールである ADAMS⁽¹⁹⁾を開発した。とりわけ、WADA は、WADA 及び ADAMS を使用する他の機関に適用されるデータ機密性に関する制定法及び規範と適合するよう、ADAMS を開発してきた。競技者、サポートスタッフ又はその他のアンチ・ドーピング活動に関与する人に関するプライバシー情報は、カナダのプライバシーに関する当局の監督を受け、機密情報として、『プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準』に従って、WADA により保持される。」(14 条 5 項)とされており、ドーピング違反行為に関するデータは、WADA に集約されることが想定されている。この集約については、ドーピング防止活動推進法 15 条 1 項が想定する情報の共有に当然に含まれるが、他方で、同条項は個人情報保護法制との関係で情報の共有を合法化する効果を有しているわけではないので、本人の同意等、何らかのスキーム構築が必要になる。

(2) JADA 規定

WADA 規定を受けて制定されている JADA 規定も、WADA 規定と同じドーピング違反行為を禁止している (JADA 規定 2 条各項)。居場所情報に関して、「競技者に関する居場所情報は、WADA 及び当該競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と (ADAMS を通して) 共有され、常に厳格に機密として保持され、世界規程第 5.6 項に定める目的のみのために使用され、これらの目的のためには不要となった場合には『プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準』に従い破棄されるものとする。」(5 条 6 項 5 号)とする規定も、WADA 規定と平仄が合っている。問題は、「JADA は、世界規程、

国際基準 (特に『プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準』を含む。) 及び本規程に従い、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するのに必要かつ適切である場合には、競技者その他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、又は、開示することができる。」とする 14 条 6 項 1 号と、「本規程に従い、情報 (個人的データを含む。) を人に提出する参加者は、『プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準』その他本規程を実施する上で必要であるところに従い、当該情報が当該人により収集、処理、開示及び使用される旨、適用のあるデータ保護法等に基づき、同意したものとみなされるものとする。」とする 14 条 6 項 2 号である。すでに詳述してきたとおり、JADA 規定はあくまで私法的な規範の一部を構成し得るに過ぎず、特に「同意したものとみなされるものとする。」との規定ぶりが法的に許されるかについては検討が必要である。より具体的には、次章において、具体的な規定とともに検討することにする。

なお、ドーピング防止活動推進法 15 条 1 項における情報の共有が法的根拠にならない点は WADA 規定の解説でも説明したとおりである。

4. アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いの具体例

以下では、具体的な規定及びケースを参照しつつ、これまで検討してきた規範との関係でドーピングに関するデータの取扱いについてどのように法的に整理されるかをみる。

(1) アンチ・ドーピングに関する契約条項

ここでは、国民体育大会のドーピング検査同意書⁽²⁰⁾における条項を参照する。同同意書には、「私は、国民体育大会への参加にあたり、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイトにおいてドーピング検査手続き、規則、注意事項等を熟読、理解し、以下のことに同意します。①参加する大会の実施要項総則及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、ドーピング検査を受けること ②アンチ・ドーピング規則に違反した場合、『国民体育大会における違反に対する処分に関する規程』に従うこと、また処分や裁定の内容に不服の場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うこと」とある。なお、名宛人は「公益財団法人日本スポーツ協会 御中」で

ある。アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いについては特段の記載はない。

この条項をどのように解したらよいか。まず、国民体育大会における個人情報の保有者が曖昧であるという問題が生じる。前述のとおり、「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」ではJADAが検査をすることが定められており、ドーピング検査同意書に付随する「国民体育大会競技会検査(ICT)実施要項」でも記載ぶりは同様である。ここでは、同意書の名宛人が公益財団法人日本スポーツ協会となっていることから、個人情報の保有者は民間事業者たる同協会であり、JADAは検査について委託されていると考えるのが素直であろう⁽²¹⁾。

次に、契約条項の内容を検討する。JADA規定の遵守をその内容に含むことから、JADA規定に従ったデータの取扱いについての同意があるということになる。JADA規定では、個人情報を含むデータの取扱いについて、WADA規定及び「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従うとしており(JADA規定14条6項1号)、「各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するのに必要かつ適切である場合には、競技者その他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、又は、開示することができる。」とされる(同号)。ここで、「開示」が含まれていることに注意が必要である。JADA規定は個人情報保護法制でいう第三者提供を当然に想定しているが、その具体的な提供先を明らかにしていない。WADA規定14条5項に基づくWADAへの個人情報の提供は、JADA規定がWADA規定を引いているところから含まれると考えられ、他方で、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」8条1項は、「アンチ・ドーピング機関は、個人情報を他のアンチ・ドーピング機関に対して開示しないものとする。但し、当該開示が、個人情報を受領するアンチ・ドーピング機関による世界規程に基づく義務の履行、並びに適用のあるプライバシー及びデータ保護に関する法令に従った義務の履行を可能とするために必要である場合にはこの限りではない。」としており、一見、他国のNADOへの(直接の)提供は本条項で禁止されているように見える。ところが、同条項の解説では、「[第8.1項の解説：世界規程により要請される多くの場合において、アンチ・ドーピング機関は、世界規程における義務事項である検査を実施するために、参加者に関連す

る特定の個人情報を他のアンチ・ドーピング機関との間で共有する必要がある。例えば、かかる必要性は、競技者に競技会(時)検査及び競技会外の検査を実施するために生じうる。かかる場合において、参加者がかかる検査に参加するときに、当該参加者に対して適切な透明性が維持されていること、並びに本国際基準及び適用法令に定められた規則を遵守していることを確保するために、アンチ・ドーピング機関は相互に協力するものとする。]」とされており、結局、他国のNADOへの第三者提供についても包括的に認めているようである。また、アンチ・ドーピングに関するデータの取扱いにおける利用目的は、日本スポーツ協会が「アンチ・ドーピング活動を遂行する」ことであり、その範囲に限られるということになる。

ここでは、WADA及び他国のNADOへの個人情報を含むデータの第三者提供について、契約条項で同意を取ることにについての適切さの問題があるほか⁽²²⁾、民法第548条の2に定める定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの)に係る定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体)に該当する点から、その成立及び変更の問題が生じる(同条2項、548条の4)。「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。」とする548条の2第2項との関係で、WADA及び他国のNADOへの個人情報を含むデータの第三者提供が公序良俗に反しない範囲であるかの評価が行われるほか、JADA規定やWADA規定が改訂された場合、定型約款準備者による定型約款の一方的変更となるため、548条の4への適合性も問われる(もっとも、個別の競技会との関係で、契約期間内の改訂は稀な事態ではあろう)。また、消費者契約法等の消費者関係法令への適合性が問題になることもあろう。

このような複雑な条項になってしまっていることから明らかなように、アンチ・ドーピングに関する契約条項は、競技者による正確な内容の把握は極めて困難である。その条項の有効性を適切に担保しようとする

のであれば、データの取扱いについては、図を用いた説明等を併用することにより、適切に合意内容に含まれるような施策が望まれる。

さらに、個人情報保護法改正法は個人情報保護法24条を改正し、外国にある第三者に対する同意に基づく個人データの提供について、「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報」（改正後の24条2項）を本人に事前に提供することを求める。WADA（スイスの民間法人であるがカナダに所在する）及び他国のNADOについて「当該外国における個人情報の保護に関する制度」をどのように情報提供するかについても備えが必要であろう。

（2）ドーピング違反認定のための情報収集

日本スポーツ協会（以下「協会」という。）から委託を受けたJADAが、検体検査以外について情報収集する場合にはどのような流れが想定されるか。他国のNADOからの情報収集が可能であるかどうかは、当該NADOと競技者の契約関係によることになる。つまり、前項で解説したような、我が国から見た他国のNADOやWADAへの提供への同意に関する条項の有効性が、他国の協議会に参加した際の契約において問われることとなる。ここで、ドーピング違反行為は禁止薬物についての刑事捜査や、税関における手続と重なる部分があるところ、税関や警察といった行政機関からの情報収集は可能か。この点は、前述したとおり、文部科学大臣（スポーツ庁）からの情報の照会等に応じて関係行政機関が情報を提供することが、ドーピング防止活動推進法15条1項で想定されている。つまり、協会が直接税関や警察から情報収集を行うのではなく、文部科学大臣が一度情報収集を行ったうえで、協会に個人情報を含む情報を提供するという流れが想定される。この場合の文部科学大臣→協会への提供は、目的内の外部提供（行政機関個人情報保護法8条1項）とされ得るであろうし、ドーピング通報窓口としての役割を有しているJSCが介在する（文部科学大臣→JSC→協会）こともあり得よう。この場合も目的内の外部提供（独立行政法人等個人情報保護法9条1項）と整理され得る⁽²³⁾。

5. 結語

アンチ・ドーピングにおけるデータの取扱いについて、私法・公法に渡る複雑な制度を解説してきた。具体例の検討を通じ、運用について問題点が存在することも把握されたであろう。ドーピング違反の該当性に関する判断は、競技者の競技人生に決定的な影響を与えるものであるから、データの取扱いについても細心の注意が必要になる。競技大会ごとに適切なスキームが構築され、競技者等への適切な説明、情報提供を備えた運用がなされることが求められる。

以上

（注）

- (1) スポーツ庁「世界ドーピング防止機構（WADA）について」、https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1372990.htm（最終閲覧：2020年4月24日、以下同じ。）
- (2) もっとも、これは我が国におけるWADA規定の実施の方法であって、その全部又は一部を直接的に法規範にするという方法もあり得る。例えば、ドイツの「スポーツにおける反ドーピング法」はWADA規定上のドーピング違反の行為の一部について刑事罰を科しており、その対象物質はドーピングの防止に関する国際規約の別表1であるところ、同別表はWADA規定の禁止表を引いているものである。佐藤拓磨「ドイツの『スポーツにおける反ドーピング法』について」慶應法学37号369頁（2017年）参照。
- (3) アンチ・ドーピングを巡る法制度の概観として、多田光毅・石田晃士・椿原直編著『紛争類型別スポーツ法の実務』（三協法規出版、2014年）179-227頁〔多田光毅〕、奥村直樹「アンチ・ドーピングをめぐる法制度について」本誌71巻1号9頁（2018年）、「第18回法務研究科特別セミナー 第4回スポーツ仲裁シンポジウム『アンチ・ドーピングのための新たな展開とスポーツ仲裁』」RIBLS（立教大学ビジネスロー研究所）News Letter16号（2008年）等。
- (4) 外務省「『スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約』の受諾書の寄託について」（平成18年12月27日）、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_1227b.html参照。
- (5) 日本スポーツ法学会編『詳解 スポーツ基本法』（成文堂、2011年）227頁〔平井千貴〕。
- (6) アンチ・ドーピング活動は、スポーツ振興法には直接の規定を有していなかったが、同法4条に基づくスポーツ振興基本計画には位置付けを有していた。前掲注5・日本スポーツ学会編227頁〔伊東卓〕。
- (7) RICHARD H. MCLAREN, THE INDEPENDENT PERSON REPORT, 18 July 2016（いわゆるマクラーレン・レポート）。
- (8) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴

- い、「2020年以降、但し2021年の夏前までの時期」に開催延期されたことは周知である。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は2020年5月25日に終了したが、開催見通しは全く不明というほかない。
- (9) 解説として、吉川望「弁護士のための新法令解説第437回 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）」自由と正義70巻1号46頁（2019年）。
- (10) 報告書として、独立行政法人日本スポーツ振興センター「アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」最終報告書（平成28年3月23日）。なお、筆者は同チームにオブザーバとして参加している。
- (11) 報告書として、アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース「アンチ・ドーピング体制の構築・強化について～ドーピングのないクリーンなスポーツの実現に向けて～（報告書）」（平成28年11月8日）。
- (12) 前掲注9・吉川50頁。
- (13) 国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会、（2020年3月12日版））6項は「大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。」としている。
- (14) 国民体育大会のような範となるべきスポーツ競技会において規定等から個人情報の保有者が明らかでないことは個人情報保護の観点からは極めて問題が大きいものといえる。
- (15) 「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」（個人情報保護法2条3項、行政機関個人情報保護法2条4項）。なお、ドーピング検査の結果それ自体は、政令で定められている「疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査」ではなく、要配慮個人情報には該当しないものと考えられる。
- (16) 警察庁を経由する場合は行政機関個人情報保護法の問題になるが、県警からの直接の情報提供があり得るとすると個人情報保護条例の問題となる。
- (17) 前掲注10・独立行政法人日本スポーツ振興センター最終報告書2頁参照。
- (18) アンチ・ドーピング活動に関連して処理される個人情報のデータ保護及びプライバシー保護に関する国際基準であり、JADAのウェブサイトにおいて日本語訳も参照可能である。
- (19) RTP/TPアスリート（我が国においてはJADAまたは国際競技団体（IF）の検査対象者登録リストへ登録されたトップクラスのアスリート）が居場所情報を登録して提出するシステムであり、我が国においては、ADAMSを通じてJADAへの提出が行われる。不提出はWADA規定14条4項の居場所情報関連義務違反を構成し得る。
- (20) 公益財団法人日本スポーツ協会「国体ドーピング検査」、<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/doping/tabid539.html>よりダウンロード可能。
- (21) 実際の契約関係は不明であるが、個人情報保護法制との関係ではこのように整理される。なお、大会によってはさらに独立検査機関に検査自体が委託されることも考えられる。2018年1月には国際検査機関（International Testing Agency: ITA）が設立されている。
- (22) 板倉陽一郎「プライバシーに関する契約についての考察（1）」情報法制研究1号28頁（2017年）、「同・（2）」情報法制研究2号67頁（2017年）、「同・（3）」情報法制研究3号73頁（2018年）、「同・（4）」情報法制研究4号69頁（2018年）、「同・（5）」情報法制研究5号39頁（2019年）、「同・（6）」情報法制研究6号69頁（2019年）、「同・（7）」情報法制研究7号7頁（2020年）及び板倉陽一郎「プライバシーに関する契約についての考察（問答編）」情報通信政策研究3巻2号I-95頁（2020年）参照。
- (23) 前掲注10・独立行政法人日本スポーツ振興センター最終報告書5頁以下参照。

（原稿受領 2020.4.27）